

## 仕送りに関する申告書

健康保険証  
記号・番号

被保険者氏名

印

別居中の扶養認定対象者については、下記のとおり私が主たる生活費を負担していることを申告いたします。

送金の証明として金融機関の振込明細(3カ月分)を提出いたします。

健康保険証の資格確認等、貴組合から指示があった場合は過去に遡り送金の証明書を提出いたします。

提出に応じられない場合は被扶養者の資格を取り消されても意義申し立てはいたしません。

## 1.仕送り状況

認定対象者氏名	続柄	生年月日	認定対象者の年間収入額	毎月の仕送り額
		昭和 平成 年 月 日	円	円
		昭和 平成 年 月 日	円	円

## 2.別居先の住居状況

<input type="checkbox"/> 持ち家	<input type="checkbox"/> 借家	<input type="checkbox"/> その他(施設等)
所有者名 ローン(月額) 円	住居費(家賃・管理費) (月額) 円	

## 3.別居先での同居人の有無

<input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有 (認定対象者からみた同居人との関係に○印をつけてください)
1. 両親 2. 兄弟姉妹( ) 3. その他( )
同居人の収入 月額( 円)

## 【別居被扶養者の認定基準】

- 認定対象者が、主として被保険者により生計を維持していること
- 認定対象者の年間収入額が被保険者の年間収入額の1/2未満であること
- 認定対象者の年間収入額が130万円(月額108,334円)〔60歳以上または障害年金受給者は180万円(月額150,000円)〕未満であること
- 毎月定期的に認定対象者の収入以上かつ下限基準額以上の金額を仕送りしていること

※1人あたりの下限基準月額は60,000円とする

※仕送りは金融機関からの振込みとし、3カ月分の仕送り証明書類(写)が必要

※単身赴任、里帰り出産等の別居については仕送り証明書類は不要

※被保険者以外からの仕送りがある場合は、その者の仕送り額がわかる証明書類(写)が必要